

一般必要経費の分類

勘定科目	経費となるもの
租税公課	○消費税、事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、収入印紙代 ○商工会・商工会議所・法人会・経営者協会・商店街等の会費、諸組合費等 ※必要経費にならない税金: 所得税、住民税等、相続税、国税の滞納金、加算税
荷造運賃	○販売商品の荷造に要した包装材料費、荷造人夫賃、運賃(鉄道、船舶、自動車、航空機) ※引取運賃は仕入原価
水道光熱費	○水道料、下水道料 ○電気代、ガス代、木炭、練炭、灯油代等
旅費交通費	○営業上で要した自動車、航空機、バス、タクシー等の運賃、宿泊代(日当も含む)
通信費	○電話代、切手代、営業用のハガキ、郵便料金
広告宣伝費	○新聞雑誌広告、インターネット広告、チラシ広告、折込広告等の広告掲載費 ○福引券・サービス券の印刷費用、店名入の物品の購入費等
接待交際費	○得意先・仕入先・その他営業上必要ある者を接待する茶菓子代、慶弔費、中元、歳暮等の贈答品の購入費用 ○事業経営上通常行うべき寄付金等
損害保険料	○事業用資産に対する火災保険、自動車の損害保険等
修繕費	○事業用建物・什器備品・機械装置・車両運搬具等に対してかかった維持修理代等 ※修繕することで、現状より価値や耐久年数が増加する資本的支出は償却
消耗品費	○文房具などの事務用品、飲食店の割りばし、ナプキン等の消耗品 ○荷造り用以外の包装紙、ヒモ、テープ等の包装材料費用 ○耐用年数1年未満の備品、取得価格10万円未満の備品
減価償却費	○建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具器具備品等の資産で 決算時減価償却費の計算をした金額
福利厚生費	○従業員の慰安、医療、衛生保険、修養等で事業主が支出した費用 ○中小企業退職金共済事業団や特別退職金共済団体、特別業種退職金共済組合が行う退職金共済制度に基づく掛金で事業主が負担するもの
給料賃金	○従業員の給料、賃金、手当、賞与、住み込み従業員等の賄費
外注工賃	○原材料等の現物を支給して加工等させるために要する加工賃など
利子割引料	○事業用借入金の支払利子、受取手形の割引料
地代家賃	○事業用の土地、店舗、工場、倉庫等を借用している場合の地代家賃
貸倒金	○売掛金、受取手形、貸付金、未収入金、立替金、前渡金等が、取引先の経営状態の悪化や倒産により回収不能となった場合の損失金
車両費	○ガソリン、自動車燃料
法定福利費	○法律に基づいて支払われる社会保険料(健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料)や労働保険料(雇用保険料・労災保険料)のうち、事業主が負担するもの
支払手数料	○商品販売のために支出した販売手数料や支払リポート等
雑費	○上記の経費科目に入らない経営上の支出金